

5.スウェーデン

荒井 洌（白鷗女子短期大学）

1. 基本理念

スウェーデンにおいては、幼児保育は、両親手当および児童手当とともに、家庭政策にとっての基礎として位置付けられている。

すなわち、出産に伴う休暇中の収入の補償、および、子どもの誕生から 18 歳に至るまでの児童手当、そして生後 12 か月から 12 歳に至るあいだの、保育施設における保育サービスである。

2. 保育行政の所管

中央社会省（Socialdepartementet）

社会庁（Socialstyrelsen）

「省」は小さく、政策立案を行い、行政事務は「庁」が担当している。

地方 コムーン（kommun）

すべての地方自治体は“コムーン”で、全国に 288 あり、「市・町・村」といった区別は 1969 年に廃止された。

各コムーンには“社会福祉委員会”が設置され、幼児保育および余暇センター（学童保育）に関する業務を直接担当している。

3. 法規

社会サービス法

（Socialtjänstlagen=Social Service Act）

1982 年より施行。それまでの社会福祉関係諸法は、本法により一本化された。なお、本法以前の保育関係法は「児童保育法」（1976 年）である。

4. 保育施設の種類

保育施設にはいろいろなタイプのものがあり、利用のし方も柔軟である。

保育所（daghem=day home）

日本の保育所に該当する。月曜から金曜までのフルタイム。

通常 6：30～18：30。

保育所（半日）

（deltidsgrupper=part-time group）

日本の幼稚園に該当する。開園日は、基礎学校（日本の小中学校に該当する）の年間スケジュールに合わせ、通常 1 日 3 時間。

家庭保育室

（familjedaghem=family day home）

自分の子どもを含めて 4 人まで、家庭で子どもを預かる。0～12 歳の子どもを対象とする。

オープンタイプ保育施設

（open forskola=open pre-school）

親が子どもとともに、利用したい時に利用できる。親同士の交流にも役立つ。無料で利用できる。

余暇の家（fritidshem=free time home）

日本の学童保育に該当する。基礎学校のジュニアレベルとミドルレベル（日本の小学校に該当する）の子どもたちのための保育施設である。学校の始業前と放課後、および休暇の日などに利用する。

プレイグラウンド

（parkleken=play ground）

緑の広大な土地に、大きな遊具などが置かれ、建物も設置され、プレイリーダーが配置されている。家畜も飼育され、子どもたちが親しめるように工夫されている。ときにはレクリエーションなどの催しものも行なわれる。利用する子どもには、おやつも提供される。スウェーデンのユニークな施設である。

プレイペン（barnhagen=play pen）

スウェーデン語の意味は"子どもの牧場"であり、公園の一角がかわいらしい柵で囲われているので"play pen"と英訳されている。低年齢の子どもが親と一緒に遊び、親が用事がある時などは、担当の保育者が子どもを預る。

5. 対象児童

年齢

女性の、出産後の収入が保障された休暇が約1年あるため(収入の80%)、0歳児の保育はほとんど見られなくなった。

また、7歳になってからの就学が、事実上1年早くなったため、保育所が対象とする幼児は、おおむね1歳から6歳までである。

育児・保育の種類別に見た乳幼児の割合
- 生後3か月から6歳まで -

- ・ 保 育 所..... 45 %
- ・ 家 庭..... 34 %
- ・ 家庭保育室..... 12 %
- ・ そ の 他..... 9 % (1995年現在)
「家庭」がかなりの数値を示しているのは、出産休暇中の1年以内も含めているからと思われる。

グループの規模

保育所における1グループの児童数の上限は17~18人である。ただし、半日保育のパートタイム・グループでは、これよりはやや多い。

なお、異年齢混合のグループ(mixed-age group)が多く、ニックネームは"きょうだいグループ"(syskon grupp=sibling group)である。

1グループにつき、子ども15~18人くらい、保育者が2~3人くらいというのが平均的な数値である。

保育者1人当りの児童数

- ・ 保育所 フルタイム..... 5人
パートタイム..... 18人
- ・ 家庭保育室..... 6人
ただし、1度に預かる人数は4人以内。
- ・ 学童保育..... 10人

財政事情の厳しさから、保育所のフルタイムについては4.5人から5人へ、パートタイムは14.5人から18人へ、学童保育は9人から10人へと、それぞれ児童数が増やされた。なお、家庭保育室については、多少ながら児童数が減らされて、6人となった。

6. 保育者

スウェーデンの保育サービスに従事するスタッフとしては、次の4種類がある。

- ・ 就学前教員
- ・ 保母
- ・ リクリエーション指導員
- ・ チャイルドマインダー

そのうち、保育所に勤務するスタッフは、就学前教員と保母である。

- ・ 就学前教員
(forskollarare=pre-school teacher)
- ・ 保母(barnskotare=nursery nurse)

前者は、大学の教員養成コースにおいて単位を取得した者であり(2年半以上)、後者は高等学校の専門コースで単位を取得した者(3年)である。

なお、研修を受講することによって、保母から就学前教員への移行は可能である。

また、一定期間、保母としての勤務を経験した者は、大学における実習の単位は免される。

7. 保育に関する費用分担

公共的な保育事業に要する費用の分担比

率は、保育所について見ると以下のものである。

- ・自治体（コムーン）.....約 50 %
- ・国.....約 40 %
- ・父母.....約 10 %

なお、保育所以外の保育施設については、自治体の負担率がやや高いようである。

父母が支払う費用は、日本と同様、所得に応じたスライド制である。

8. 子どもに対する手当

児童手当では、第 1 子から支給される。多子加算がある。

他に、子どもが保育施設を利用していない場合には、1 歳から 3 歳までのあいだ、育児手当が支給される。これは、家庭での育児と保育施設での保育とを、選択する自由を確保することを意味している。

9. 外国からの子どもの問題

外国からの移民や難民の子どもたちのことが、この国の保育の面においても問題となっている。特にスウェーデンの場合は、世界的なレベルから見て、外国の人たちに対する姿勢がかなり寛容であったことも、ひとつの大きな原因となっているように思われる。

また、預っている子どものことのみならず、保育施設に勤務するスタッフについても、外国からの移民が多く見受けられる。

保育現場で差し当たり問題となることは、子どもの母国語教育のことについてである。スウェーデンの保育のあり方においては、父母が望む場合には、子どもに対して母国語教育をしなければならないという、言わば理想論的な立て前があるため、大変な課題となる。

社会庁のレポートには、自治体によっては事実上していない所もあるということ

が、はっきりと記されている。

10. 私的経営による保育所について

スウェーデンの保育所は、かつてはそのほとんどが公営であったが、現在では私的経営によるものが増えており、約 1 割は私的経営のものと推定される。

保育所や学童保育の私的経営を推進するために、1992 年からは国庫補助が行なわれ、また、種々の規制緩和もなされている。

私的経営による保育所には、次のようなタイプのものがある。

- ・父母による共同運営によるもの
- ・非営利団体によるもの
- ・教会によるもの
- ・スタッフによる共同運営によるもの
- ・私企業によるもの
- ・住宅会社によるもの

社会庁の見解によると、私的経営による質的な低下は認められず、むしろお役所仕事の雰囲気はなくなってきたことを評価している。

11. 保育所（フルタイム）、保育所（パートタイム）家庭保育室の増減の推移

